

令和2年第2回北竜町議会臨時会

令和2年11月30日（月曜日）

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて
〔令和2年度北竜町一般会計補正予算（第8号）について〕
- 第 6 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて
〔令和2年度北竜町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について〕
- 第 7 議案第60号 町長、副町長、教育長の給与に関する条例等の一部改正について
- 第 8 議案第61号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 9 発議第 1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第62号 北竜町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第63号 北竜町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○出席議員（8名）

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 中村尚一君 | 2番 尾崎圭子君 |
| 3番 北島勝美君 | 4番 小松正美君 |
| 5番 小坂一行君 | 6番 松永毅君 |
| 7番 藤井雅仁君 | 8番 佐々木康宏君 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

- | | |
|---------------------------|--------|
| 町長 | 佐野豊君 |
| 副町長 | 高橋利昌君 |
| 教育長 | 有馬一志君 |
| 総務課長 | 続木敬子君 |
| 企画振興課長
兼ひまわりプロジェクト推進室長 | 南波肇君 |
| 住民課長 | 東海林孝行君 |
| 建設課長 | 奥田正章君 |

産 業 課 長	細 川 直 洋 君
農 業 委 員 会 長	南 秀 幸 君
農 事 務 局 長	井 口 純 一 君
教 育 課 長	北 清 広 恵 君
会 計 管 理 者	北 清 広 恵 君
地 域 包 括 支 援	神 薮 早 智 君
セ ン タ ー 長	
永 楽 園 長	森 能 則 君
総 務 課 主 幹	高 橋 克 嘉 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	高 橋 淳 君
書 記	田 畑 晶 子 君

◎開会の宣告

○議長（佐々木康宏君）

おはようございます。

ただいま出席している議員は、8名であります。

定足数に達しておりますので、令和2年第2回北竜町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（佐々木康宏君）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐々木康宏君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、4番、小松議員及び5番、小坂議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（佐々木康宏君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（佐々木康宏君）

日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に提出された案件は、承認2件、議案4件、発議1件であります。

次に、本臨時会に説明員として、佐野町長、高橋副町長、有馬教育長、続木総務課長、南波企画振興課長兼ひまわりプロジェクト推進室長、東海林住民課長、奥田建設課長、細川産業課長、南農業委員会事務局長、井口教育課長、北清会計管理者、森永楽園園長、神薮地域包括支援センター長、高橋克嘉総務課主幹がそれぞれ出席いたします。

本会議の書記として、高橋淳局長、田畑書記を配します。

次に、議長会務報告につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しのうえ、ご了承賜りたいと存じます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（佐々木康宏君）

日程第4、行政報告を行います。

佐野町長。

○町長（佐野豊君）

令和2年第2回北竜町議会臨時会行政報告を申し上げます。総務課より、令和2年人事院勧告に基づく給与改定についてであります。人事院は、本年10月7日に国家公務員の給与勧告を行い、11月6日の閣議において完全実施することが決定されたところであります。なお、この勧告に基づく給与法改正案は11月27日の参議院本会議で可決、成立いたしました。本年は、勧告の基礎となる民間給与の実態調査期間について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し実施されました。

改定内容につきましては、月例給は据え置き、期末手当について年間支給月数を0.05ヶ月引き下げて、期末勤勉手当を年間4.45ヶ月とする内容であり、この結果、職員の年間給与では平均2万1千円、率では0.3%減となります。

人事給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、民間企業従業員の給与水準と均衡させる民間準処を基本としており、勧告通りこのたびの改定を行ない、本臨時会に特別職並びに一般職の給与及び会計年度任用職員給与等に関する条例の一部改正条例を提出するものであります。

なお、今回の条例改正に伴う給与費等の減額補正につきましては、12月議会定例会に提案させていただきますので、宜しくお願い申し上げます。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（佐々木康宏君）

以上で、行政報告を終わります。

◎日程第5 承認第8号ないし日程第6 承認第9号

○議長（佐々木康宏君）

日程についてお諮りいたします。日程第5、承認第8号から日程第6、承認第9号まで令和2年度補正予算に係る議案でありますので、一括議題といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

異議なしと認めます。

よって、日程第5、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて〔令和2年度北竜町一般会計補正予算（第8号）について〕、日程第6、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて〔令和2年度北竜町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について〕、以上2件一括議題といたします。

理事者より順次提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君）

（説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君）

続木総務課長。

○総務課長（続木敬子君）

（説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君）

奥田建設課長。

○建設課長（奥田正章君）

（説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君）

承認第8号から承認第9号まで、提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

承認第8号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

討論を終わります。

承認第9号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

討論を終わります。

採決をいたします。

承認第8号から承認第9号まで原案どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（佐々木康宏君）

全員挙手です。

したがって、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて〔令和2年度北竜町一般会計補正予算（第8号）について〕は原案どおり承認されました。

承認第9号 専決処分の承認を求めることについて〔令和2年度北竜町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について〕は原案どおり承認されました。

◎日程第7 議案第60号

○議長（佐々木康宏君）

日程第7、議案第60号 町長、副町長、教育長の給与に関する条例等の一部改正について

を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君）

（説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君）

提案理由の説明が終わりました。

議案第60号について質疑があれば、発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

討論を終わります。

採決をいたします。

議案第60号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

異議なしと認めます。

よって、議案第60号 町長、副町長、教育長の給与に関する条例等の一部改正については原案どおり可決されました。

◎日程第8 議案第61号

○議長（佐々木康宏君）

日程第8、議案第61号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君）

（説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君）

提案理由の説明が終わりました。

議案第61号について質疑があれば、発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

討論を終わります。

採決をいたします。

議案第61号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君)

異議なしと認めます。

よって、議案第61号 職員の給与に関する条例の一部改正については原案どおり可決されました。

◎日程第9 発議第1号

○議長(佐々木康宏君)

日程第9、発議1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提出者からの趣旨説明を願います。

4番、小松議員。

○4番(小松正美君)

発議第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

上記の改正案を地方自治法第112条及び北竜町議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和2年11月30日提出、北竜町議会議長佐々木康宏様。

提出者、北竜町議会議員、小松正美、賛成者、北竜町議会議員、中村尚一氏でございます。

次ページをごらんください。議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正する条例、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和50年条例第21号)の一部を次のように改正する。資料No.4に新旧対照表を添付してございますのでご確認を願います。在職期間6ヶ月以上の議員、100分の450を100分の445に減額するものでございます。附則としてこの条例は令和2年12月1日から施行する。以上ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長(佐々木康宏君)

提出者からの趣旨説明が終わりました。

発議第1号について、質疑があれば発言を願います。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君)

質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君)

討論を終わります。

採決をいたします。

発議第1号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（佐々木康宏君）

異議なしと認めます。

よって、発議１号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については原案どおり可決されました。

◎日程第１０ 議案第６２号

○議長（佐々木康宏君）

日程第１０、議案第６２号 北竜町第２号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君）

（説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君）

提案理由の説明が終わりました。

議案第６２号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

討論を終わります。

採決をいたします。

議案第６２号、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

異議なしと認めます。

よって、議案第６２号 北竜町第２号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正については、原案通り可決されました。

◎日程第１１ 議案第６３号

○議長（佐々木康宏君）

日程第１１ 議案第６３号 北竜町第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君）

（説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君）

提案理由の説明が終わりました。

議案第63号について、質疑があれば発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

討論を終わります。

採決をいたします。

議案第63号、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

異議なしと認めます。

よって、議案第63号 北竜町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木康宏君）

本臨時会の会議に付された案件は全て終了いたしました。

これで、令和2年第2回北竜町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時07分

この会議録の次第は、書記田畑晶子が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明する。地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員